

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑦生活保護法77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 ⑧医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施に於いて、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、統合型専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)、第2項及び別表23の項</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 42、43、161、162</p> <p>・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3(第5条関係)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保護課
②所属長の役職名	保護課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の管理にかかるマニュアルを課内で作成し、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の管理にかかるマニュアルを課内で作成し、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	公表日	2020/5/1	2021/3/31	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和4年3月31日	公表日	2021/3/31	2022/3/31	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二	事後	番号利用法等の改正による変 更であるため、重要な変更には 当たらない。
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供) :9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、 37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、 104、106、108、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定め る命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、 第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19 条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の 4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、 第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第5 5条、第59条の2、第59条の3	(別表第二における情報提供) :9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、 38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、 106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定め る命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、 第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、 第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、 第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第5 2条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第5 9条の2の2、第59条の3	事後	番号利用法等の改正による変 更であるため、重要な変更には 当たらない。
令和5年7月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供) :9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、 38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、 106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定め る命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、 第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、 第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、 第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第5 2条、第53条、第55条、第58条、第59条の2、第5 9条の2の2、第59条の3	(別表第二における情報提供) :9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、 38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、 106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定め る命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、 第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17 条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、 第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、 第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第5 2条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、 第59条の3	事後	番号利用法等の改正による変 更であるため、重要な変更には 当たらない。
令和5年7月11日	公表日	2022/3/31	2023/7/11	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。</p> <p>②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。</p> <p>③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。</p> <p>④就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。</p> <p>⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。</p> <p>⑥生活保護法77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施に於いて、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。</p> <p>②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。</p> <p>③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。</p> <p>④就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。</p> <p>⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。</p> <p>⑥生活保護法77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>⑦医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>3)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施に於いて、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>	事前	
令和5年9月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合型専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、第2項(利用範囲)及び別表第一15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事前	
令和5年9月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供) :9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3(別表第二における情報照会) :26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3(第5条関係)	・番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供) :9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3(別表第二における情報照会) :26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3(第5条関係)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。</p> <p>②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。</p> <p>③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。</p> <p>④就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。</p> <p>⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。</p> <p>⑥生活保護法77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>⑦医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>3)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施に於いて、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。</p> <p>②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。</p> <p>③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。</p> <p>④就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。</p> <p>⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。</p> <p>⑥生活保護法77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>⑦医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務に関する事務</p> <p>4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施に於いて、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>	事前	
令和7年12月1日	公表日	2023/10/16	2025/12/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 ⑦医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施に於いて、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑦生活保護法77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 ⑧医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施に於いて、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項(利用範囲)、第2項及び別表第一15の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)、第2項及び別表23の項</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供) :9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (別表第二における情報照会) :26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3(第5条関係) 	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 42、43、161、162 ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条別表第3(第5条関係) 	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2021/2/1	2025/11/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/2/1	2025/11/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である 特定個人情報の管理にかかるマニュアルを課内で作成し、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 特定個人情報の管理にかかるマニュアルを課内で作成し、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない